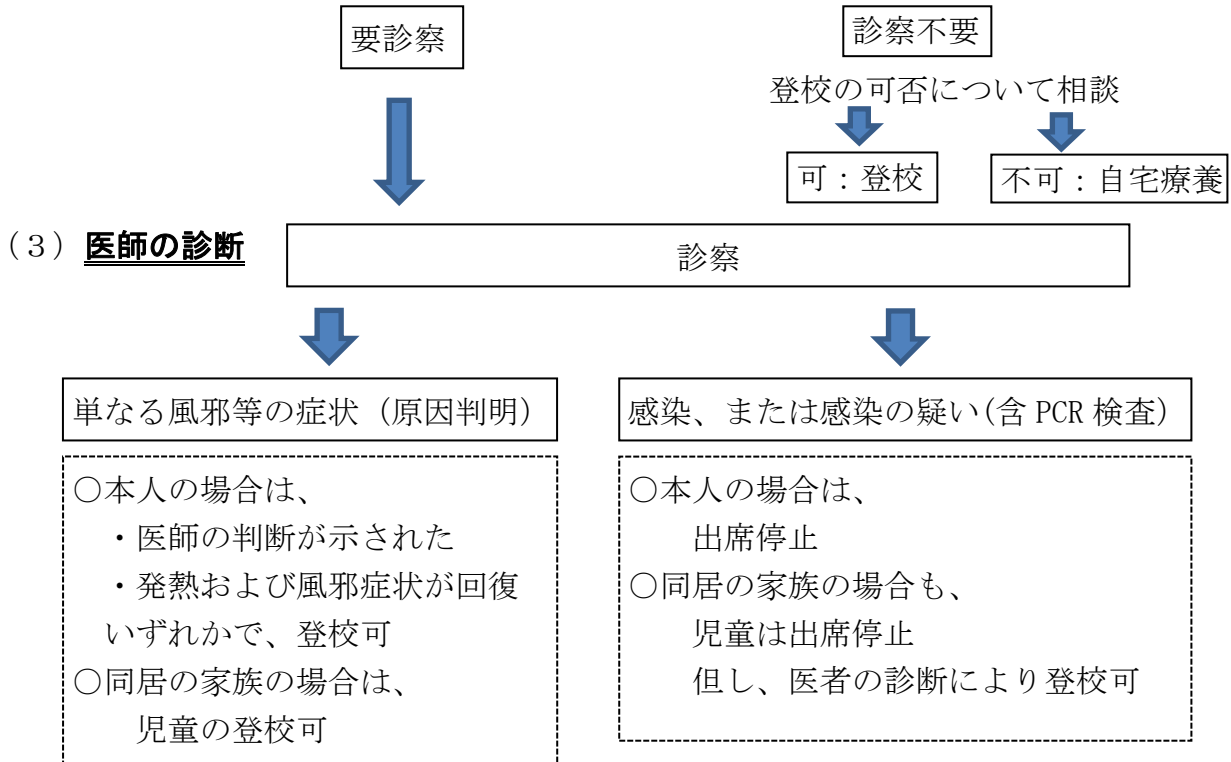


児童及び家族の発熱等風邪症状への対応について

- ① 本人に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しない。〔出席停止〕
- ② 同居の家族（兄弟）に発熱等の風邪症状等がある場合も、登校しない。〔出席停止〕
ただし、かかりつけ医等から「登校可」の診断を受けた場合は、登校可能。

- (1) 状況の報告・・・①誰が？ ②発熱はいつから？③症状は？④医療機関の受診は？
- (2) 医療機関に連絡をして、診察について相談する。



発熱等の風邪症状のある場合、どう判断するか、どう対応するか迷われることがあるかもしれません。

病院で診察していただくのが一番確実ですので、まずはかかりつけ医で受診されるか電話で相談なさってください。

かかりつけ医がない場合、相談先に迷う場合は、下記にお問い合わせください。

発熱等受診・相談センター

平日9:00～17:30

朝来健康福祉事務所 079-672-0555

平日夜間17:30～9:00、土日祝日

新型コロナ健康相談コールセンター 078-362-9980